

収支内訳書の記入について

※ 営業等・農業・不動産所得のいずれかがある人は、収支内訳書をご記入下さい。

1年間（1月1日～12月31日）の収入・必要経費を仕分けして収支内訳書で集計した後、A・B・C欄の金額と算出した所得金額を市民税・県民税申告書に転記し、申告書と収支内訳書をご提出下さい。

営業等所得・農業所得について

収入金額

- ①本業の売上金額を記入して下さい。
- ②商品を家事消費した分の金額を記入して下さい。
- ③空箱や作業くずの販売等雑収入金額を記入して下さい。

**売上原価
必要経費**

④～⑥販売業等で前期繰越商品や次期繰越商品、売上原価がある場合記入して下さい。
収入を得るために使った経費を科目別に仕分けして集計・記入して下さい。どの項目にも当てはまらないものは、空欄を使ったり、不要な欄を書き換えたりして記入して下さい。

※家内労働者の特例を適用する人は必要経費欄には何も記入せず、所得金額（ウーC）欄に

「収入金額－550,000円」で計算した金額を頭部に㊦をつけて記入して下さい。

なお、給与収入が550,000円以上ある場合は家内労働者の特例は適用できませんので、注意して下さい。

記入例：収入金額750,000円で給与収入なしの場合

所得金額（ウーC）	㊦ 200,000
-----------	-----------

専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で6ヶ月を超える期間、その事業に従事している場合は、1人につき次の（1）、（2）のうち、いずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。氏名等を事業専従者欄に記入して下さい。

（1）50万円（配偶者の場合は86万円）

（2）事業専従者控除前の所得金額（収支内訳書ウ欄）÷（専従者数＋1）

※専従者控除と配偶者控除・扶養控除を重複して適用することはできません。

不動産所得について

収入金額

- ①賃貸料を記入して下さい。
- ②礼金等で返還しないことが確定した部分の金額を記入して下さい。
- ③雑収入を記入して下さい。

必要経費

上記「営業等所得・農業所得について」と同様に仕分け、集計して下さい。

おもな必要経費の一覧（営業等・農業・不動産）

給料賃金	専従者以外の従業員に支払った給料・賃金等	修繕費	店舗、自動車、機械などの修理代
外注工賃	修理加工等を外部注文した費用	消耗品費	文房具、ガソリンなどの消耗品購入費、取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の備品の購入費用
減価償却費 <small>※計算方法は別紙を参照</small>	機械・車両・建物など取得価格が10万円以上の資産を耐用年数により償却した費用（※10万円未満のものは消耗品費・農具費になります）	福利厚生費	事業主が負担すべき健康保険・雇用保険・厚生年金の保険料など
地代家賃	店舗・倉庫等の地代、賃借料	小作料	地主に支払う田畑の借料
利子割引料	借入金の利子、受取手形の割引料	肥料費	肥料の購入費用
租税公課	固定資産税・都市計画税・自動車税 商工会費など ※所得税・市民税県民税・国民健康保険税 延滞金等は必要経費になりません。	農具費	取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具の購入費用（※農業用のガソリンは動力光熱費へ）
荷造運賃	販売商品・生産物の包装費用・運賃など	農薬衛生費	農薬の購入費用、共同防除費など
水道光熱費	電気・水道などの料金、ガス・灯油などの燃料費	委託費用	コンバイン刈取委託、ライスセンター調整料金など
旅費交通費	電車代・バス代・駐車料金など	諸材料費	農業用ビニール、針金などの購入費用
通信費	電話料金・切手代など	動力光熱費	農業に要した電気・水道などの料金 灯油・ガソリンなどの燃料費
損害保険料	建物・倉庫の火災保険料、水稻果樹の農業共済掛金、営業者の損害保険料	雑費	事業上の経費でほかの項目に当てはまらないもの

平成26年1月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が、収入金額や必要経費に関する事項の帳簿への記載や、領収書等の書類の保存が必要となっています。